

平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第三号及び第三十条第一項第一号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令を次のように定める。

目次

第一章 建築物エネルギー消費性能基準(第一
条—第七条)

第二章 特定一戸建て住宅建築主等の新築する
分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消
費性能の一層の向上のために必要な住宅
の構造及び設備に関する基準(第八条・第九条)

第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準
(第十一条—第十六条)

附則

第一章 建築物エネルギー消費性能基準
(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)以下「法」という。第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分(住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物をいう。以下同じ。)を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。次のイ又はロのいずれかに適合するものである。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて、当該増築又は改築をするものである。この場合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分(以下この号において同じ。)が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合は、この限りでない。

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。以下「住宅」という。)次のイ及びロに適合するものである。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できること。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量

(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量(一年間に消費するエネルギー(エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギー)をいう。以下同じ。)の量を热量に換算したもの)をいう。

以下同じ。)であつて、建築物(増築又は改築する場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。

以下同じ。)が、非住宅部分の基準一

次エネルギー消費量(床面積・設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を超えないこ

と。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネ

ルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれか(住宅

部分の増築又は改築をする場合にあつては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか(住宅

部分の増築又は改築をすること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることに

より(1)及び(2)に適合させることができ

困難なものとして国土交通大臣が定める基

準に適合するものについては、この限りで

はない。

イ 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。)の面積で除した数値をいう。以下同じ。)及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。)の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同欄に掲げる数値以下であること。)の面積で除した数値をいう。以下同じ。)に適合すること。

ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。
(1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この

する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

イ 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費性能を有する基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
(1) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定めた基準に適合すること。

六 六・八七
七 一
八 八・八七
九 二・七
十 六・七

		分の地域		外皮平均熱貫流率(単位 トル一度につきワット)		冷房期の平均日射熱取 得率	
五	四	三	二	一			
○・八七	○・七五	○・五六	○・四六	○・四六	ツト	トル一度につきワット	得率
三・〇	一	一	一	一			

二 階段、物置その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの(前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。)

三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段 昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）	3 第一項第二号イ（1）の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。
（非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量）	（非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量の削減量及びその他の一次エネルギー消費量、エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
第一次エネルギー消費量及び同号口の一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。	第一次エネルギー消費量及び同号口の一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
$E_{T\parallel} = \frac{(E_A + E_V + E_L + E_W + E_{E\parallel} - E_{S\parallel} - E_{M\parallel})}{10}$	第一次エネルギー消費量の削減量及びその他の一次エネルギー消費量（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）
（この式において、 E_T 、 E_A 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 $E_{E\parallel}$ 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）	（この式において、 E_T 、 $E_{S\parallel}$ 、 $E_{V\parallel}$ 、 $E_{L\parallel}$ 、 $E_{W\parallel}$ 、 $E_{E\parallel}$ 、 $E_{S\parallel}$ 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

2 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）	2 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）
前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量の削減量及びその他の一次エネルギー消費量（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）	前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量の削減量及びその他の一次エネルギー消費量（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）
第三次 第一条第一項第一号イ（1）の非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号口の一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。	第三次 第一条第一項第一号イ（1）の非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号口の一次エネルギー消費量（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）
$E_{S\parallel} = \frac{(E_{S\parallel} + E_{V\parallel} + E_{L\parallel} + E_{W\parallel} + E_{E\parallel} - E_{S\parallel} - E_{M\parallel})}{10}$	第三次 第一条第一項第一号イ（1）の非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）
（この式において、 E_T 、 $E_{S\parallel}$ 、 $E_{V\parallel}$ 、 $E_{L\parallel}$ 、 $E_{W\parallel}$ 、 $E_{E\parallel}$ 、 $E_{S\parallel}$ 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）	（この式において、 E_T 、 $E_{S\parallel}$ 、 $E_{V\parallel}$ 、 $E_{L\parallel}$ 、 $E_{W\parallel}$ 、 $E_{E\parallel}$ 、 $E_{S\parallel}$ 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

2 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）	2 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）
前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、暖房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量の削減量及びその他の一次エネルギー消費量（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）	前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、暖房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量、エネルギー消費量の削減量及びその他の一次エネルギー消費量（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）
第四条 第二条第一項第二号口（1）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）及び第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。	第四条 第二条第一項第二号口（1）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）及び第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。
$E_T = \frac{(E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_{S\parallel} - E_{M\parallel})}{10}$	$E_T = \frac{(E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_{S\parallel} - E_{M\parallel})}{10}$
（この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 $E_{S\parallel}$ 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）	（この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 $E_{S\parallel}$ 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

3 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）	3 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）
前項の共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値	前項の共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値	一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値
二 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）	二 E_M その他一次エネルギー消費量（単位一）
（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）	（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第五条 第一条第一項第二号口（1）の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

（この式において、 E_T 、 $E_{S\parallel}$ 、 $E_{V\parallel}$ 、 $E_{L\parallel}$ 、 $E_{W\parallel}$ 、 $E_{E\parallel}$ 、 $E_{S\parallel}$ 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

第六条 第二条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第六条 第二条第一項第二号口（1）の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

（この式において、 E_T 、 $E_{S\parallel}$ 、 $E_{V\parallel}$ 、 $E_{L\parallel}$ 、 $E_{W\parallel}$ 、 $E_{E\parallel}$ 、 $E_{S\parallel}$ 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

E_S_C	冷房設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 1年につきメガジュール)	
E_S_V	機械換気設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 1年につきメガジュール)	
E_S_L	照明設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 1年につきメガジュール)	
E_M	給湯設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 1年につきメガジュール)	
E_S_W	暖房設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 1年につきメガジュール)	
E_M	その他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

第七条 第一条第一項第三号口(1)の複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第三条第一項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第五条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。	
第二章 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準	
(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)	
第八条 特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る法第二十二条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て規格住宅建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有するものが確かめられた場合においては、この限りでない。	
第一 特定一戸建て規格住宅建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有するものである。	

第九条 第一条第一項第二号の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。第三項において同じ。)とする。	
$E_M = \frac{E_S^T + E_S^C + E_S^V + E_S^L + E_S^W}{10^{-3}}$	
第十条 前条第一項第二号の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあっては、E_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。	
(本条において、E_T、E_H、E_S、E_C、E_V、E_L、E_W及	
E_S^T = 特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量(特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあっては、特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあっては、E_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。)	

第十四条 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)は、第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)とあるの	
E_S_L = 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)	
E_S_W = 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)	
E_S_V = 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)	
E_S_C = 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)	

第二章の二 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第九条の二 特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて特定第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

二 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

三 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和六年度以降の各年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る法第十五条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

四 特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型共同住宅等に係る法第二十五条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

（特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量等）

二 特定共同住宅等建設工事業者が令和六年度以降の各年度に新たに建設する請負型共同住宅等に係る法第二十五条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、以下の各号により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び第三項において同じ)。

$$\text{E}_{\text{ST}} = (\text{E}_{\text{SH}} + \text{E}_{\text{SC}} + \text{E}_{\text{SV}} + \text{E}_{\text{SL}} + \text{E}_{\text{SW}}) \times 0.8 + \text{E}_{\text{M}} \times 10^{-3}$$

(本条において、
 E_{ST} 特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量) (単位)
 E_{M} 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

（特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量等）

二 特定共同住宅等建設工事業者が令和六年度以降の各年度に新たに建設する請負型共同住宅等に係る法第二十五条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、以下の各号により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び第三項において同じ)。

$$\text{E}_{\text{ST}} = (\text{E}_{\text{SH}} + \text{E}_{\text{SC}} + \text{E}_{\text{SV}} + \text{E}_{\text{SL}} + \text{E}_{\text{SW}}) \times 0.8 + \text{E}_{\text{M}} \times 10^{-3}$$

(本条において、
 E_{ST} 特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量) (単位)
 E_{M} 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

（第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位)

二 特定共同住宅等建設工事業者が令和六年度以降の各年度に新たに建設する請負型共同住宅等に係る法第二十五条第一項の経游産業省令・国土交通省令で定める基準は、以下の式により算出した数値とする。

$$\text{E}_{\text{ST}} = (\text{E}_{\text{SH}} + \text{E}_{\text{SC}} + \text{E}_{\text{SV}} + \text{E}_{\text{SL}} + \text{E}_{\text{SW}}) \times 0.9 + \text{E}_{\text{M}} \times 10^{-3}$$

(本条において、
 E_{ST} 特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量) (単位)
 E_{M} 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

（第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位)

二 特定共同住宅等建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る法第二十五条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の式により算出した数値とする。

$$\text{E}_{\text{ST}} = (\text{E}_{\text{SH}} + \text{E}_{\text{SC}} + \text{E}_{\text{SV}} + \text{E}_{\text{SL}} + \text{E}_{\text{SW}}) \times 0.9 + \text{E}_{\text{M}} \times 10^{-3}$$

(本条において、
 E_{ST} 特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量) (単位)
 E_{M} 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

（第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。）

が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定共同住宅等建設工事業者が令和六年度以降の各年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をい

う。以下同じ。）の合計を超えないこと。

E_{TV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一
次エネルギー消費量 (単位) 一年につき

$$(\text{E}_{\text{SII}} - (\text{E}_{\text{SAC}} - \text{E}_{\text{SAC}})) \times 10^{-3}$$

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュール

基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $\text{E}_{\text{SII}} - (\text{E}_{\text{SAC}} - \text{E}_{\text{SAC}})) \times 10^{-3}$ 」と

$$(\text{E}_{\text{SII}} - (\text{E}_{\text{SAC}} - \text{E}_{\text{SAC}})) \times 10^{-3} + \text{E}_{\text{V}} + \text{E}_{\text{SII}} + \text{E}_{\text{SII}} + \text{E}_{\text{SE}} \times \text{B} + \text{E}_{\text{M}} \times 10^{-3}$$

あるのは「 $\text{E}_{\text{ST}} = (\text{E}_{\text{SAC}} - \text{E}_{\text{SAC}}) \times 10^{-3} + \text{E}_{\text{M}}$ 」とする。

第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十一条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ(非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの)(イ)(1)、別表第一及び別表第三において「工場等」という。)の用途に供する場合においては、ロ)に適合するもので、

あること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでな

い。イ次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分(工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。)の屋内周囲空間(各階の外

気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)の年間熱負荷(一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をい

う。以下(1)及び(2)において同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計で

除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分(以下単に「地域の区分」という。)に応じて別表第二に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第二に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷除し非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計した数値を超えないこと。

(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷除し非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。(以下(2)において同じ。)について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第二に掲げた数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 地区別外皮平均熱貫流率					
五	四	三	二	一	分の地区
○・六〇	○・六〇	○・五〇	○・四〇	○・四〇	外皮平均熱貫流率
三・〇	一	一	一	一	冷房期の平均日射熱取率

二 地区別外皮平均熱貫流率					
五	四	三	二	一	分の地区
○・六〇	○・六〇	○・五〇	○・四〇	○・四〇	外皮平均熱貫流率
三・〇	一	一	一	一	冷房期の平均日射熱取率

二 地区別外皮平均熱貫流率					
五	四	三	二	一	分の地区
○・六〇	○・六〇	○・五〇	○・四〇	○・四〇	外皮平均熱貫流率
三・〇	一	一	一	一	冷房期の平均日射熱取率

二 地区別外皮平均熱貫流率					
五	四	三	二	一	分の地区
○・六〇	○・六〇	○・五〇	○・四〇	○・四〇	外皮平均熱貫流率
三・〇	一	一	一	一	冷房期の平均日射熱取率

のとする。
E_{EV}及びE_{EM}は、それぞれ次の数値を表すも

(この式において、E_T、E_{AC}、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すも)

E_T = $\frac{E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} + E_M}{10}$

E_{EV} = $\frac{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M}{10}$

10-3

(一)の式において、 $E_{S,T} E_{S,C} E_{S,V} E_{S,L}$ $E_{W,S} E_{E,S} E_{E,V} E_{E,L}$ $E_{E,M}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	(二)の式において、 $E_{T,E,H} E_{C,E,V} E_{L,E,L}$ $E_W E_S$ 及び E_M は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。
EST 誘導基準一次エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュール)	EST 誘導設計一次エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュール)
E _{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次 エネルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _T 誘導設計一次エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュール)
E _{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械 換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュール)
E _{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _C 第四条第一項の冷房設備の設計一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュール)
E _{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _V 第四条第一項の機械換気設備の設計一次 エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _L 第四条第一項の照明設備の設計一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{EW} 第三条第一項の給湯設備の設計一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _M 第四条第一項のエネルギー利用効率化設 備による誘導設計一次エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{EL} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{ESV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{EWL} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _{SL} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次 エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{ELW} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{EWL} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次 エネルギー消費量 (単位) 一年につきギガジュー
E _{EWL} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネ ルギー消費量 (単位) 一年につきメガジュー	E _{EWL} (複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量) E _{EWL} 第十条第二号 (1) の住宅部分の誘 導設計一次エネルギー消費量 (その数値に 小数点以下一位未満の端数があるときは、これ を切り上げる。)とする。
E _{EWL} (E _H + E _C + E _V + E _L + E _W + E _S + E _M) × 10	E _{EWL} 第十条第三号 (2) の複合建築物の 誘導設計一次エネルギー消費量は、第十二条の 規定により算出した非住宅部分の誘導設計 一次エネルギー消費量と第十三条第一項又は 第三項の規定により算出した住宅部分の誘導設 計一次エネルギー消費量を合計した数値とす る。
E _{EWL} 第十条第二号 (1) の住宅部分の誘導設計 一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の 数が一である場合に限る。)及び第三項 各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費 量は、次の式により算出した数値 (その数値に 小数点以下一位未満の端数があるときは、これ を切り上げる。)とする。	E _{EWL} 第十五条 第十条第三号 (2) の複合建築物の 誘導設計一次エネルギー消費量は、第十二条の 規定により算出した非住宅部分の誘導設計 一次エネルギー消費量と第十三条第一項又は 第三項の規定により算出した住宅部分の誘導設 計一次エネルギー消費量を合計した数値とす る。
E _{EWL} 第十条第二号 (1) の住宅部分の誘導設計 一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の 数が一である場合を除く。以下この項において 同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。 一 单位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量 の合計と公用部分の誘導設計一次エネルギー消 費量との合計した数値	E _{EWL} 第十六条 第十条第三号 (2) の複合建築物の 誘導基準一次エネルギー消費量は、第十二条の 規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次 エネルギー消費量と第十四条第一項又は第二項 の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次 エネルギー消費量とを合計した数値とする。
E _{EWL} 第十条第二号 (1) の住宅部分の誘導設計 一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の 数が一である場合を除く。以下この項において 同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。 二 单位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量 を合計した数値	E _{EWL} 第十七条 この省令は、法の施行の日 (平成二十八 年四月一日) から施行する。 (経過措置)
E _{EWL} 第十条第二号 (1) の住宅部分の誘導基準 一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の 数が一である場合を除く。以下この項において 同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応 じ、それら当該各号に定めるとおりとする。 第十二条の規定を適用する場合においては、当	E _{EWL} 第二条 この省令の施行の際現に存する建築物 (令和四年十月一日以後に於ける法第二十九条第 一項の認定の申請に係るもの)を除く。次項及び 次条において同じ。)の非住宅部分について、 第十二条の規定を適用する場合においては、当

分の間、同条中「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$ 」とする。

× $(E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$ とあるのは、「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$ 」とする。

この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第十条第一号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第十四条の規定を適用する場合には、適用しない。

この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第十四条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第一項中「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M$ 」とあるのは、「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M$ 」とあるのは、「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M$ 」とあるのは、「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M$ 」とする。

2 この省令の施行の日前にこの省令による改正省令の施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

前前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「旧省令」という。）附則第二条の規定により所管行政庁が旧省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めた住宅に対する同号イの適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年九月四日経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年八月一六日経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。（施行期日）

（経過措置）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）第二十九条第一項の認定（法第三十一条第一項の変更の認定を含む。）の申請であつて、この省令の施行の際に現に存する建築物（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする法第二十九条第一項の認定の申請に係るもの（次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に存する施行日以後認定申請建築物の非住宅部分（当該非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、第十条第一号及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しないものとし、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、第十二条中「 $E_{\parallel}^T - (E_{S+SV} + E_{S+SL} + E_{S+SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$ 」とする。

3 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上について、第十条第二号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

附 則（平成二八年一二月二一日経済産業省・国土交通省令第五号）抄（施行期日）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一月七日経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一一月七日経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月七日経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の変更については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年一一月七日経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一二月七日経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、安定的なエネルギー需給構造確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

この省令は、安定的なエネルギー需給構造確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年六月二八日経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

別表第一（第三条関係）

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)		規模	
非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルであること。	非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）による改築又は改築部の増築（非住宅部分の床面積をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートルであること。	非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）による改築又は改築部の増築（非住宅部分の床面積をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートルであること。	飲食店等	学校等	百貨店等	病院等	ホテル等	所等	事務	用途	
0 1 .	7 5 .	8 0 .	8 0 .	8 0 .	8 5 .	8 0 .	8 0 .	8 0 .	8 0 .	示準の費水を水量消ギネ次準の部住	

用途	別表第二（第十条関係）	備考	方メートル未満であること。
1 地域の区分			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

備考	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	用途	別表第三（第十二条関係）
単位は1平方メートル1年につきメガジューとする。	等所会集	等飲食店	学校等	等百貨店	等院病	等ルテホ	等事務所		
	等館画映	等館育体	等館書図	部室病	部室病	部場会宴	部室客		
0 9 4 1	0 9 7	0 9 5	0 1 7	0 2 4	0 4 6	0 6 4	0 0 9	0 9 9	0 5 6 0 8 4
0 9 4 1	0 9 7	0 9 5	0 1 7	0 2 4	0 4 6	0 6 4	0 0 9	0 9 9	0 5 6 0 8 4
0 9 4 1	0 9 7	0 9 5	0 1 7	0 2 4	0 4 6	0 6 4	0 0 9	0 9 9	0 5 6 0 8 4
0 1 5 1	0 1 9	0 8 5	0 2 8	0 7 4	0 2 7	0 5 4	0 3 8	0 6 2 1	0 0 5 0 7 4
0 1 5 1	0 1 9	0 8 5	0 2 8	0 7 4	0 2 7	0 5 4	0 3 8	0 6 2 1	0 0 5 0 7 4
0 1 5 1	0 1 9	0 8 5	0 2 8	0 7 4	0 2 7	0 5 4	0 3 8	0 6 2 1	0 0 5 0 7 4
0 1 5 1	0 1 9	0 5 5	0 0 9	0 0 5	0 1 8	0 4 4	0 0 8	0 7 4 1	0 1 5 0 5 4
1	0 9 0 2	0 0 0 1	0 5 6	0 3 4 1	0 3 6	0 9 2 1	0 5 6	0 8 (8) 9 (7) 0 (6) 2 (5) 2 (4) 2 (3) 0 (2) 7 (1) 6 0 7	別表第三（第十二条関係）

工場等	集会所等	飲食店等	学校等	百貨店等	病院等	ホテル等	事務所等	用途	非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
0. 6	0. 7	0. 7	0. 6	0. 7	0. 7	0. 7	0. 6		